

◎議長(菅野修一議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和7年3月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、5番 鈴木清議員、6番 菅藤昌己議員、7番 畑中和恵議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。星川議会運営委員長。

[議会運営委員長 星川 薫 議員 登壇]

◎議会運営委員長(星川 薫 議員)

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る2月12日招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を、2月19日午前10時から市役所会議室において開催し、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

まず、一般質問についてであります。発言通告書の提出については、申し合わせにしたがい、議会開会日の7日前までといたしましたが、本日の市長の施政方針及び提案理由の説明をお聞きした後、質問要旨の追加があれば、本日午後5時まで追加を認めることにいたしました。

次に、議案の審議についてであります。補正予算議案5案件、一般議案1案件については、開会初日に審議することにいたしました。

さらに、新年度予算議案6案件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしました。

なお、予算特別委員会における総括質疑は、先例により、1人30分の持ち時間を、議長及び予算特別委員長を除き、各会派の人員に応じ、割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のタブレットに掲載しております会期日程表のとおり、本日から3月19日までの20日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同

をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長(菅野修一議員)

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から3月19日までの20日間とすることに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から3月19日までの20日間とすることに決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、会期日程表をタブレットに掲載しておりますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告であります。事務局長に報告いたさせます。

◎事務局長(菅原幸雄君)

諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員より議長あてに、地方自治法第235条の2第3項の規定により、2月に実施しました例月出納検査の結果報告について、及び同法第199条第9項の規定により、1月から2月に実施しました定例監査の結果報告について、それぞれその写しをタブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、令和6年11月29日以降、今定例会までの尾花沢市議会事務処理報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

最後に、令和6年度に実施した各常任委員会、議会運営委員会、議会だより編集委員会の行政調査について、その報告書を取りまとめ、タブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長(菅野修一議員)

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、議第2号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算(第12号)」から、日程第24、議第22号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの21案件を一括上程いたします。

これより、令和7年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。市長。

[市長 結城 裕 君 登壇]

◎市長(結城 裕 君)

皆さん、おはようございます。3月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、本市の発展と市民福祉向上のため、

日夜ご尽力いただいておりますことに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、今冬は1月下旬まで、ほぼ平年並みの積雪状況で推移していたものの、2月4日から急激に積雪が増したことから、2月5日に豪雪対策本部を設置いたしました。それに伴い、豪雪による本市の実情を訴えるため、2月13日に県選出国會議員と国の関係省庁に対し、特別交付税の要望活動を行い、豪雪に伴う窮状をお伝えさせていただきました。

2月22日、23日には、第49回尾花沢雪まつり徳良湖WINTER JAMを開催いたしました。真冬のすいか割り大会や雪山イベントなど、多くの方にご来場いただき、楽しんでいただきました。準備をはじめ運営にご尽力いただきました全ての皆様に、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとするとともに、我が国が直面する構造的な変化に、的確に対応していくための予算として、昨年12月27日、過去最大となる総額115兆5,415億円の令和7年度一般会計予算案を閣議決定し、現在、国会において早期成立を目指して審議がなされております。令和7年度における国の予算案においては、経済・物価動向に配慮しつつ、官民連携のもとでの、グリーントランスフォーメーションへの投資促進や、AI・半導体分野への投資促進、こども未来戦略に基づく子育て支援の本格実施など、複数年度で計画的に取り組むこととしている重要政策に予算を重点的に配分し、我が国を取り巻く諸課題に的確に対応することとされております。

次に、令和7年度の本市における市税の見通しについて申し上げます。

個人市民税については、定額減税の影響が少なくなることや、農業等における個人の所得が増加することを見込み、前年度との比較では、大幅な増額を見込んでいます。固定資産税及び都市計画税については、人件費や資材価格の高騰などの影響から、令和6年中の住宅の新・増築件数が僅少だったことで減額が見込まれます。

軽自動車税について、環境性能割では新車、中古車ともに販売台数の微増が見込まれること、種別割では、新税率登録車の割合が増加傾向にあることから、前年度より増額を見込んでおります。

入湯税については、旅行需要が継続しており、銀山温泉への観光客数をコロナ禍前の水準として、税収を見込んでおります。

なお、市税は自主財源の根幹をなすものであるため、市民の皆様には、それぞれのニーズに合った納付方法を選んでいただけるよう、コンビニ収納やスマートフォンを活用したバーコード決済を導入しており、夜間の納税相談なども継続しながら収納率の向上に向け努めてまいります。

次に、令和7年度予算に盛り込んだ事業について申し上げます。

令和7年度は、第7次尾花沢市総合振興計画における前期基本計画期間の最終年度となります。市民の皆様には「このまちに住んで良かった」、市外の方には「あのまちで暮らしてみたい」と思っていたけるよう、市民が主役のまちづくりに取り組んでまいります。そのため、新年度予算においては、本市の将来像として掲げている「このまちで ともに生きる しあわせな時を刻むまち」の実現に向けて、総合振興計画における5つの基本目標を政策の柱に、事業の概要を申し上げます。

第1の柱は、「キラリと光る産業のまち」です。

農林業については、世界的な原油価格の高騰や慢性的な円安の進行等により、燃油、農業資材、飼料の価格高騰が農家経営に影響を及ぼし、農林業を取り巻く環境は、さらに厳しさを増している状況にあります。特に農業従事者の高齢化や担い手不足が急速に進む中、本市の農業を未来に引き継ぐため、これらの情勢を注視しながら対応していくこととし、引き続き農業の安定した生産の維持・拡大に必要な対策を講じるとともに、営農意欲の高い経営体を支援してまいります。

さて、国からは、令和7年産主食用米等の需給見通しが、全国ベースで683万トンと示されました。これを受けて山形県農業再生協議会では、生産の目安を昨年より1万200トン増となる32万6,300トンと設定し、本市においては昨年より448トン多い、1万3,854トンと決定されました。令和6年産米については、米の概算金が近年まれにみる上げ幅となり、農家の皆様にとりましては明るい兆しが見え始めたところであり、しかし、肥料や資材等の高騰による稲作経営の不安定さは、今後も続く見込まれますので、農家の皆様の安定的な経営と所得向上につながるよう、今後も生産者のご協力を得ながら、生産の目安に基づきつつ、関係団体等と一丸となって米の栽培に取り組んでまいります。

一昨年から進めてまいりました農業経営基盤の強化の促進に関する計画、いわゆる地域計画については、関係機関のご協力のもと、地域での話し合いを重ねて

まいりました。その結果、人・農地プランでは、35地域に細分化されていたものを市内5地区とする地域計画を、今月中に完成させる予定であります。令和7年度以降も目標地図を基にして各地区での話し合いを継続しながら、農地の集積・集約化、担い手の確保など、それぞれの地域計画の実現に向け、農業委員並びに農地利用最適化推進委員、関係機関と連携して取り組んでまいります。

そば生産振興協議会では、他品種との交配をさけるために、宝栄牧場の一角を利用し、生産者とそば店が協力して原種最上早生の育種に励んでおり、昨年4月には、尾花沢そばが地域団体商標に登録されました。これを機に、生産者とそば店、関係機関とが連携し、さらなる尾花沢そばブランドの知名度と、消費拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

本市を代表する特産物尾花沢すいかは、前年度より出荷量が増加したほか、平均単価も過去最高で取り引きされました。今後も生産者支援をはじめ、関係団体との連携強化を図り、夏スイカ生産量日本一のブランドを維持できるよう努めてまいります。そのためには、尾花沢すいかの次世代の担い手確保と、スマート農業も駆使した技術力向上を目標に、県内外からの就農希望者の受け入れを推進するとともに、新規就農者の早期安定経営につながるよう支援してまいります。さらには、冬期間における営農形態が確立され、雇用の継続が図られるよう、周年農業に必要な資機材導入を支援してまいります。

特に、2年目を迎える尾花沢すいか農学校を中心に、栽培技術の習得や定着、経営能力の向上、さらには経営継承も見据えた若手農業者の育成や、女性スイカ生産者で結成されるグループの活動支援を行ってまいります。また、本年8月には、本市を会場として「尾花沢すいかヤングサミットwith女子会」の開催が予定されております。全国から生産者や関係者が集い、情報交換をすることで、より一層産地を盛り上げようと、生産者を中心に、開催に向けて準備を進めているところでもありますので、成功裡に終わるよう支援してまいります。

畜産については、当市の雪降り和牛尾花沢、尾花沢牛は、枝肉購買者はもとより、全国の飲食店や消費者から高い評価をいただいております。尾花沢牛振興協議会が取り組む新規販路開拓や、取扱指定店と連携したイベントなどの販売促進につながる新たな活動や、地理的表示保護制度、GI制度の取得を目指しながら、ブランド力の向上に努めます。さらに、飼料価格や燃料

費の高騰等、営農環境は依然として厳しい状況にはありますが、堆肥センターのリニューアルなど、生産性の向上や経営基盤の安定を図る支援をはじめとした各種施策を講じるとともに、今後も畜産を取り巻く状況を注視しながら畜産振興に努めてまいります。

有害鳥獣による農作物等の被害防止対策については、新たに猟友会に加入する方に奨励金を支給し、銃器やわな等の購入における支援と合わせ、初期投資を軽減するなどし、狩猟者の確保を図ってまいります。

また、簡易電気柵設置費補助、地域ぐるみによる有害鳥獣被害防止対策推進事業、追払い用花火の各地区への無償配布のほか、ジビエの調査研究など、猟友会と地域と行政が一体となった取り組みに努めてまいります。

令和6年7月の豪雨災害における農地等の復旧については、春の農作業に影響が出ないように令和7年度も引き続き全力で取り組み、早期復旧に努めてまいります。

商工業や観光業は、労務費の増加も相まって運営や維持に必要なコスト、いわゆるランニングコストが上昇しており、事業活動に大きな影響を与えています。こうした状況の打開策として、イベントや販売促進活動による賑わいの創出や、企業の強靱化を目指す人材の育成と確保、銀山温泉を中心とした観光振興に取り組んでいく考えであります。

商業の振興については、商工会や商店街協同組合と連携し、プレミアム付き商品券発行事業や尾花沢もつとまるだし未来まつりの開催、新たにおぼねくらし応援券事業を通じて、地域経済の回復に取り組んでまいります。また、高齢者や若い世代の目線に立った商店経営と商店街の活性化に向けた事業を応援してまいります。

工業の振興については、企業懇談会など関係団体と連携し、各種セミナーの開催や資格取得、人材育成支援などを継続するとともに、戦略的経営の後押しや市内企業間連携による高付加価値のモノづくりを核とした地域の構築に努めてまいります。

観光の振興については、昨年訪日外国人客の推計が3,600万人で過去最多を記録し、今後も拡大していくことが見込まれているようであります。そのため、本市においてもこの流れを好機と捉え、観光客の受け入れ体制強化と、何度でも訪れたいくなる仕掛けづくりに取り組んでまいります。特に銀山温泉においては、国内外から多くの観光客に訪れていただいておりますので、今年度実施しているオーバーツーリズム対策に

関する実証実験の成果を踏まえて、引き続き観光客の安全確保と滞在価値の向上に努め、尾花沢ファンのさらなる獲得を目指してまいります。また、こうした取り組みを推進していくためには官民の連携が大変重要でありますので、これまで以上に国や県、そして銀山温泉組合等の関係団体との連携を強化しながら、持続可能な観光地域づくりを推進してまいります。

加えて、今年度は市内の民間事業者が主体となり、多くの団体の協力を得ながら新たな観光コンテンツの造成に取り組んでおります。このような気運の高まりは、市内周遊ルートの確立につながっていくものと大変期待を寄せておりますので、引き続きこうした取り組みを後押ししてまいります。

市民の誇り「おばなざわ花笠まつり」は、まつりを通して地域の伝統を継承していくことができるよう、市内外の方々と連携しながら、まつりの運営に関する持続可能な体制づくりを支援してまいります。

徳良湖周辺の環境整備については、徳良湖周辺整備マスタープランに基づき、癒やし機能の強化と自然景観の保全を進めるとともに、第3期緑地造成工事を実施いたします。加えて、徳良湖を中心に活動している団体や、周辺で事業を展開している皆様と連携しながら、市民の憩いの場と観光交流拠点の両立を目指してまいります。

花笠高原エリアにつきましては、花笠高原スキー場のホームページを新たに構築するとともに、コース環境整備に取り組むなど、雪国ならではの観光資源としての魅力向上に努めてまいります。また、花笠高原荘では、指定管理者との連携を深めながら、外国人観光客やビジネス目的での来訪者をターゲットにした受け入れ体制を整備してまいります。

雇用環境については、ハローワーク村山管内の令和6年12月の有効求人倍率は1.12倍で、前年同月を0.07ポイント上回りました。山形労働局の基調判断では、「県内の雇用情勢は、緩やかに持ち直していますが、今後とも物価高騰等が雇用と与える影響に留意する必要がある。」との見方が示されており、引き続き社会経済情勢の変化を注視してまいります。

また、企業においては人材確保が一層厳しさを増し、特に建設業、製造業、物流業、宿泊業、介護・福祉業における確保が困難となっているようであります。若い世代の人手不足も顕在化しており、令和6年12月における高等学校卒業予定者に対する管内の求人数が397名に対して、求職者数は62名となっております。これらを踏まえ、新卒者の地元就職や若者の定着・回

帰対策として、じもと就職応援スタートアップ事業激励金の周知に努めるとともに、市内企業の情報と魅力を発信してまいります。また、将来を担う子どもたちに創意工夫したものづくりの楽しさと、デジタル人材の育成まで楽しく学んでもらえるよう、小学生を対象とした少年・少女発明クラブの活動を推進してまいります。さらには、小中学生から高校・高専・大学生まで、各世代を対象とした職場体験学習やインターシップの受け入れと併せて、商工会等とも連携しながら「尾花沢もっとまるだし未来まつり」での職業体験などのイベントの開催を支援してまいります。これからも、早い段階から市内企業の良さについて知る機会の創出と、教育の段階に応じた体験を通じたキャリア形成の支援に努めてまいります。

また、人口減少による人手不足への対応として、市内企業でも外国人労働者の採用に乗り出しています。採用された企業からは、言葉の壁による外国人とのコミュニケーションや文化の違いからくる感情の摩擦等が課題だとお聞きしております。そのため、日本語スキルの向上と日本のビジネスマナーの習得を目指した日本語教室を開催し、市内企業の生産性向上と多様な人材が活躍できる環境づくりを推進してまいります。

第2の柱は、「ふるさと愛を育むまち」であります。

お子さんを出産された方への祝い品贈呈については、少子化対策・定住促進の一環として全出生児に対して、お祝い金10万円と地場産品の記念品を贈呈して、子どもの健やかな成長を願い、市を挙げてお祝いしてまいります。

市内保育施設7園の令和7年度入所予定児童は、1月末現在で244名となっており、昨年同期比では17名の減と、さらに少子化が進んでいるようであります。そのため、さらに一人ひとりの個性を大切に、明るくのびのびと丈夫で豊かな人間性を持った子どもに成長できるよう、質の高い保育の提供を行ってまいります。

また、体験型事業である、あたたかい子育て応援事業を実施し、尾花沢ならではの体験を通し、郷土愛を育めるよう取り組んでまいります。

また、子ども、若者や子育て家庭をめぐる複雑化した問題や新たな課題に対応し、こどもまんなか社会の実現を目指し、尾花沢市こども家庭センターを中心としながら、関係機関と連携を図り、妊産婦及び乳幼児の健康保持や増進に関する支援、子どもとその家庭の福祉に関する一体的な支援を、切れ目なく提供してまいります。

本市の教育関連施策については、その方針となる、尾花沢市教育等の振興に関する大綱に掲げる各施策を教育委員会とともに推進しながら、大綱の基本目標とする、「尾花沢の未来をひらく いのち輝く 人間の育成」の実現に向け、取り組んでまいります。

統合小学校建設事業については、令和5年度から2ヵ年をかけて進めてきた設計業務、並びに建設用地の造成工事が完了いたしましたので、令和7年7月の建築工事着手に向けて取り組んでまいります。

なお、建築工事については、令和7年度は基礎工事を中心に進め、令和8年度からの躯体工事に備える予定であります。また、統合小学校には、木をふんだんに活用する計画でありますので、建築工事と並行して市内学校林からの木材の搬出作業なども進めてまいります。

中学校の統合については、令和8年度の統合に向け、生徒や保護者が不安なく向かえるよう、引き続き中学校統合準備委員会において協議を進めるとともに、令和7年11月に予定している福原中学校の閉校記念式典についても、閉校実行委員会を開催しながら準備を進めてまいります。

小学校の統合については、小学校統合準備委員会で話し合われた校名について、本定例会に議案を上程しておりますので、その議決を踏まえながら、校章、校歌についての協議を進めていく考えであります。

学校教育については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を安全に提供する学校給食の完全無償化を実施してまいります。さらに、3年目となる、尾花沢子ども未来PLANの中で、基礎学力育成、英語教育の推進、ふるさと愛を醸成する夢・志教育の充実の重点施策を継続して、未来の尾花沢の創り手となる子どもたちの育成に努めてまいります。

基礎学力の育成については、リーディングスキルテストによる読解力分析を通じた学力向上のあり方について、開発に関わった知見者を招聘して、校長会と連携しながら研究してまいります。また、英検、漢検、数検の検定料助成や尾花沢寺子屋の実施により、子どもたちの学びに向かう意欲の向上に努めてまいります。

英語教育の推進については、今年度に引き続き、ALT3名による英会話スクールや高校生、大学生とともに実施するイングリッシュ・キャンプの開催などにより、子どもたちの英語力の向上に努めてまいります。

ふるさと愛を醸成する夢・志教育の充実については、F-Tスクール、いわゆる地域学習や先輩から学ぶキ

ャリア教育などを、引き続き実施してまいります。

全国で行われている部活動改革については、本市の実情にあった改革を推進しながらスポーツに加え、文化活動についても積極的に取り組んでまいります。

生涯学習、公民館分野については、市民一人ひとりが心豊かで充実した人生を送るため、文化活動や生涯学習の支援を図るとともに、学校・家庭・地域との連携を通じて地域人材、地域資源を活用した青少年の体験・交流活動を実施し、地域愛の醸成と次代を担う青少年の健全育成を推進してまいります。

学習情報センター悠美館、文化体育施設サルナートについては、計画的な施設改修により施設の長寿命化を進め、安全で快適な施設利用環境を整えてまいります。

国史跡延沢銀山遺跡事業については、次世代への継承に向けた保存・活用の方向性を示し、必要な事業を実施するため、延沢銀山遺跡保存活用計画の策定に取り組んでまいります。

スポーツ振興については、5月3日に第49回の全国花笠マラソン大会を開催いたします。ウォーキングの部を含め1,100名の定員としておりますので、全国から多くの方々が参加してくださることを期待しております。

第3の柱は「健康長寿と絆のまち」であります。

令和7年度は、本市の健康増進運動のマスタープランとなる、健康おばね21第3次運動計画及び尾花沢市自殺対策第2次計画実践の初年度となります。基本理念として「生涯元気！いのちの躍動を感じるまちづくり」と「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を掲げて、健康寿命の延伸と自殺者ゼロを目指し取り組みを推進してまいります。

また、全ての市民に積極的に実践していただきたい取り組みを、おばね三大健康運動として掲げます。1つ目が、おばね市民総貯筋運動、2つ目が、新一十百千万健康運動、そして3つ目が、自殺者ゼロ運動、この3つを市民に広く浸透していくことで、健やかに心豊かに暮らせるよう施策を展開してまいります。

また、令和7年度は、尾花沢市食育推進計画第3次が、計画期間満了を迎えることから、これまでの取り組みの評価と食の現状を踏まえて、新たに第4次計画の策定に取り組んでまいります。

健診事業について、若年層の生活習慣病の有病者割合が年々増加傾向にあります。健診結果から身体状況を理解し、生活習慣改善の必要性を認識した上で、重症化予防につながるよう保健指導に取り組んでまい

ます。

また、本市の喫緊の課題である出生数の減少に対応して、全ての妊産婦が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する、出産・子育て応援交付金事業を、国の制度化に伴い新たに妊婦支援給付と妊婦包括相談支援事業として実施し、妊娠期の支援の充実を図ります。

令和7年度より新たに、5歳児健康診査事業を実施し、こどもの成長と発達にあった適切な支援の充実を図ります。

高齢者の心身の特性に応じたきめ細やかな支援を行うため、引き続き高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を行い、高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう関係団体等と連携しながら取り組んでまいります。

高齢者の带状疱疹予防接種については、国の制度により令和7年度から定期接種となりますので、接種体制の確保と市民への情報提供・接種勧奨に努めてまいります。

中央診療所については、尾花沢市中央診療所将来ビジョンに基づき、医療機能の向上、北村山公立病院との連携強化、及び経営基盤の強化に向けた取り組みを進め、市民に愛される医療機関を目指してまいります。医療人材の確保に向けて、医師の招聘活動としては、引き続き、小児科医も含め幅広く募集するほか、関係機関等に対して、引き続き派遣要請を行ってまいります。また、看護師等についても計画的に募集を行いながら診療体制の維持向上を図ってまいります。良質な医療サービスが提供できるよう、医療機器の計画的な更新を進めるとともに、施設・設備の適切な維持管理に努めてまいります。

北村山公立病院建設関連については、現在、新病院整備基本構想に関する主要項目について、三市一町首長等による見直し検討が進められております。引き続き構成自治体及び県等との連携を密にしながら事業推進に努めてまいります。

高齢者福祉、地域福祉については、地域で暮らす方々が互いに協力しながら暮らし続けられるよう市民に寄り添った福祉サービスを展開してまいります。特に、65歳以上で免許を返納した方が利用できる高齢者おもしろタクシー券については、令和6年度からマイナンバーカードを活用した電子化事業を本格実施し、利用者の皆様には大変好評をいただいていることから、利用者の利便性向上を一層推進してまいります。

介護保険関係については、令和6年度から令和8年

度までを計画期間とする、第9期介護保険事業計画等の中間年度となります。安心してゆとりある生活ができるまちづくりの基本理念のもと、中長期的な視点での高齢者の実情を踏まえ、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に努めてまいります。

また、障がい福祉については、これまでの市の取り組みに、国や県の新たな障がい者施策の動向を踏まえ、本市における障がい者福祉のまちづくりを一層推進するため、令和6年3月に策定した第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画、また中間見直しを行った障がい者計画に基づき、障がい者の日常生活や社会生活に寄り添った、総合的な支援に結び付けられるよう、関係機関や事業者と連携して対応してまいります。

第4の柱は「暮らしやすく住み続けられるまち」です。

今冬は2月10日に5地区平均の積雪深が2mを超える大雪となり、市民の皆さんも大変ご苦労されていることと思います。市民生活を守る克雪への取り組みの重要性をあらためて認識したところであります。例年、市除雪ボランティアセンターを中心に、高齢者世帯等への除雪ボランティア活動を展開しておりますが、市で発行している除雪券を活用する公助や、市内の中学生等による共助を前提としつつ、市外からの受け入れについても、関係機関と連携しながら継続してまいります。また、雪国での日常生活のなかで、敷地除雪へのニーズが増加しているものと認識しており、これまで同様、自助や共助への伴走支援を継続してまいります。

道路・橋梁関係については、令和4年秋に供用開始した東北中央自動車道に隣接する道の駅尾花沢は、銀山温泉からの大型バスの回遊も多くなってきており、利用者数、売り上げともに非常に好調であり、ニーズの多い洋式トイレの増設を国と協議しながら進めてまいります。

一般国道347号については、平成28年の冬に通年通行が実現してから、宮城県側との往来も拡大しておりますが、冬期間も含め、これまで大きな事故等もなく、安全に通行いただいております。今後とも宮城、山形両県をはじめ、関係機関と連携し、令和4年度より事業着手した母袋バイパスの整備、促進と、宮城県側で今年度から竣工した鳴瀬川ダム建設事業の進捗を鑑みながら、24時間通行に向けた安全対策の強化を要望してまいります。

また、各地区の座談会等を通じて、流雪溝整備や狭隘路線の改良、舗装補修など、多くの要望を頂戴しております。これまで同様、継続事業の加速化と新規要望箇所への対応など、計画的に整備を進めてまいります。また、流雪溝については、安定した消流雪用水の水量確保に努めるとともに、水利の有効利用について、関係機関と連携しながら進めてまいります。

市道の舗装補修や側溝、ガードレールなどの補修については、各地区からの要望を踏まえ、持続可能な維持管理が図られるよう、計画的に進めてまいります。

橋梁等の道路インフラ対策については、橋梁長寿命化修繕計画及び定期点検・診断に基づき、早急な対応が必要とされた橋梁については、国の交付金を活用しながら、行沢橋の架け替えをはじめとした橋梁の補修事業に着手してまいります。

除排雪対策については、除雪情報提供システムを活用した、除雪の見える化による、効果的で、そして間口にできるだけ雪を置かないような、きめ細やかな除雪に努めてまいります。新年度は、除雪ドーザ1台を更新して、持続可能な除雪体制の構築に取り組んでまいります。

加えて、集落での流雪溝管理と雪押し場に対する支援を行う、集落等雪対策支援事業費補助金や地域一斉除排雪事業、さらには生活道路除雪費補助金など、雪に関する官民一体の事業を継続し、加えて新町東エリアを対象とした流雪溝整備に係る測量設計を実施して、さらなる克雪対策に取り組んでまいります。

都市計画・住宅政策については、令和3年度に作成した、第2次尾花沢市都市計画マスタープラン及び尾花沢市立地適正化計画の見直しを図りつつ、小学校をはじめとした公共施設等の再編など、市民が便利で快適に暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

空き家対策については、不良住宅除却事業及び市単独事業で令和5年度から始めました、老朽空き家除却事業にて、引き続き不良住宅の発生抑制と周辺住民の安全確保に資するよう、空き家の解体の促進を図ってまいります。

住宅リフォーム支援事業については、多くの市民の皆様にご利用いただいておりますので、大変好評でありますので、新年度におきましても引き続き実施していく考えであります。

消防防災については、大地震や豪雨など予期せぬ大規模自然災害に対し市民の防災意識の高揚を図るとともに、有事の際には関係機関と連携して、消防・防災

体制の強化と、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。令和7年度からは、北村山地区3市1町をカバーした消防指令センターの共同運用が開始されます。3市消防の相互応援体制の強化と、119番の緊急通報窓口として重要な役割を担うものでありますので、万全な体制での運用を目指してまいります。

また、救急業務では、救急隊と病院をデジタルでつなぐ救急医療情報共有システムの運用が開始されます。これは村山地域の7市7町で構成される、山形連携中枢都市圏において、消防本部で共通のシステムを活用して、救急車内から19カ所の医療機関と情報を瞬時に共有するものであり、現場滞在時間の短縮や搬送先医療機関の早期決定、傷病者の早期治療開始が図られるものと期待しております。

消防団については、消防団再編成計画に基づき、小型動力ポンプ付軽積載の増台を計画しており、初動体制の強化と恒常的な地域防災力の強化に取り組んでまいります。

防災対策については、自助・共助・公助が相互に連携する取り組みを継続的に推進してまいります。7月25日からの大雨による豪雨災害をはじめ、近年多発する自然災害へ対応するため、自主防災組織の災害対応能力の維持及び向上が喫緊の課題となっています。今年度は、寺内地区の皆様並びに自衛隊をはじめ、関係団体のご協力を賜りながら、県内初となる冬期防災訓練を2月9日に実施しております。令和7年度は、先の防災訓練や大雨等の教訓を活かしながら、初動確認のほか、大規模災害に備えた関係機関との連携を図る災害対応図上訓練を予定しております。自主防災組織の組織力向上については、地区での研修会や出前講座を継続して実施するとともに、令和6年度に導入した災害時要援護者台帳システムを活用し、災害危険エリアにお住まいの方々を重点に、個別避難計画を作成を進めてまいります。また、引き続き、市民の防災意識の向上と自主防災組織の育成強化に向けて、自主防災組織向上支援事業補助金や自主防災組織資機材購入事業補助金を活用した伴走支援を行ってまいります。

防災ハザードマップ作成業務については、令和6年度に実施して間もなく完了となりますが、1月30日に山形県より公表されました、新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所について、令和7年度から山形県において、優先度が高い箇所から順に基礎調査を行い、区域指定を実施いたしますので、本市のハザードマップWEB版も随時更新して、防災アプリや市報、ホー

ムページなどにより、市民の方々への周知に努めていく考えであります。

空き家対策については、空き家等対策特別措置法に基づく、特定空き家等の調査を進めるとともに、移住定住事業との連携を図りながら、実効性のある総合的な空き家対策を進めてまいります。

公共交通については、高齢化や高齢者世帯の増加に伴い、地域住民の移動を支える交通手段の多様化と利便性の向上が課題となっています。そのため、令和7年度は市内中心部においてA Iを活用したデマンド交通の実証運行を行い、より最適で持続可能な公共交通の実現を目指し取り組んでまいります。

交通安全対策については、全国的に高齢者の運転や歩行中の交通事故が後を絶たない状況にあることから、今後も関係団体と連携し、子どもや高齢者を中心とした交通安全の啓発活動を行うとともに、高齢者の運転免許証返納に対する市独自の支援を継続しながら、交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、防犯カメラの活用や消費生活相談窓口を継続することで、犯罪の抑止効果や消費者教育の推進及び消費者への情報提供の強化を図ります。また、警察署や市防犯協会及び地域と連携しながら、犯罪や被害の未然防止に取り組んでまいります。

ゼロカーボンシティの実現に向けては、引き続き再生可能エネルギー設備導入事業費補助金により、家庭や事業所における再生可能エネルギー設備の導入推進を図ってまいります。また、再生可能エネルギーの推進を図るため雪を資源とする豊富な水を活用した水力発電についての可能性調査を、令和7年度に取り組んでまいります。

環境衛生事業については、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が発行している、ごみの分け方・出し方ガイドブックをカラー版に刷新して、令和7年4月1日に全戸配布するとともに、スマートフォンで利用可能な、ごみ分別アプリの運用を開始して、住民の利便性の向上と、リサイクル意識の醸成を図ってまいります。また、かねてより要望のあった指定ごみ袋のサイズを2種類追加して、ごみ出しの利便性の向上にも寄与してまいります。

ごみ処理施設整備事業につきましては、大石田町と、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合とも十分な協議を重ね、環境保全とリサイクルの推進、そして、何より住民のライフラインを確保するために、令和11年度中の開設を目指した建設工事発注に着手してまいります。

生活排水処理対策については、公共下水道及び農業

集落排水事業への加入促進を継続的に実施するとともに、合併処理浄化槽設置補助事業により、生活排水処理設備の普及拡大と水環境の保全に努めてまいります。

簡易水道事業については、引き続き老朽管の更新による耐震化を進め、施設の維持管理を計画的に行ってまいります。また、全国的に埋設管による陥没事故等が報道されておりますが、漏水調査や施設点検を引き続き行い、安全で安定した水道水の供給に努めてまいります。

第5の柱は「笑顔の花咲く交流と協働のまち」であります。

ふるさと納税については、令和6年2月1日現在、約8万5,000件、14億9,000万円、対前年同時期128%の寄附が寄せられております。今後も本市の魅力と特産品を積極的にPRするとともに、関係機関と連携し本市返礼品のより一層の充実を図りながら、寄附額及び尾花沢ファンの拡大に努めてまいります。また、地方への資金の流れを作り、地方創生の充実・強化をねらいとしている企業版ふるさと納税についても、本制度を活用していただけるよう、さまざまな機会を捉えて働きかけを行いながら、寄附増収による自主財源の確保を図ってまいります。

さらに、全国の方に尾花沢市を知ってもらうきっかけとして、佐々木則夫さん、佐渡ヶ嶽満宗さん、あべ美佳さん、太田渉子さんの、ふるさと大使の皆様には、さまざまな機会で本市をPRしていただいております。今後も、ふるさと大使の皆様のご活躍は基より、佐渡ヶ嶽親方の長男琴櫻閣のさらなる活躍を市民一丸となって応援するとともに、市民の元気に結び付けられるよう機を見てパブリックビューイングを実施してまいります。

移住・定住については、県や移住関係機関と連携しながら、移住・定住に係る各種イベントに参加して、本市の移住支援策及び子育てや生活全般に係る充実した支援策を積極的にPRしながら、移住促進と関係人口の拡大に取り組んでまいります。特に、都市部から地方への移住・定住の機運が高まっていることから、首都圏や仙台圏域の方をターゲットとした、仕事と田舎暮らしを組み合わせた、お試し移住体験事業を実施しながら、本市の魅力を体験し知ってもらい、移住希望者とのマッチングを図ってまいります。さらに、移住後も本市へ住み続けてもらえるよう、移住者同士の交流の場を設け、安全・安心で快適な尾花沢暮らしができるようサポートしてまいります。

地域おこし協力隊については、現在2名の隊員が新

規就農支援業務、徳良湖オートキャンプ場企画運營業務において、自身のスキルとアイデアを発揮して活動しております。これらの活動を通じて本市の活性化を図るとともに、隊員個人が理想とする夢や生きがいを見出し、長く本市に定住していただけるよう引き続き活動を支援してまいります。

空き家の利活用については、低廉な住居としての需要があり、本市の空き家・空き地バンクへの問い合わせや活用実績も伸びを見せております。特に管理が不全な空き家を発生させないよう、市民税務課と定住応援課、防災危機管理課の3課が連携して、空き家等が発生すると予想された際には、当事者の方々に制度等のさまざまな支援の周知を図ってまいります。また、お盆の時期や休日等を活用した相談会の開催を定期的実施するほか、空き家の取得や改修に対する支援を継続しながら、空き家を資源とした施策をさらに推進してまいります。

地区公民館については、地域課題の解決に市民とともに取り組む協働の拠点となる公民館づくりを進めてまいります。そのため、集落や地域団体が行う地域づくりを後押しし、関係機関と連携しながら交流人口、関係人口の拡大に努め、市民が創る持続可能な地域づくり・人づくりを目指してまいります。

また、市民とともにしあわせなまちづくりを進めるため、市長と語る会を開催して、具体的な課題等について、しっかりと意見交換をさせていただくなど、地域との話し合いを継続していくとともに、移動市役所の機動性を活かして、市長と語る会in移動市役所も試してみたいと思っております。普段、語る会には参加しておられない皆様も多くいらっしゃいますので、近くまで出向いて、お話を伺ってみたいと考えております。

さて、過疎地域の本市にとって、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えることは、市民の願いであると捉えています。この願いを実現する上では、少ない人口でも持続可能な地域となるよう、人口規模に合った本市ならではの仕組みへと再構築するため、3つの取組みが必要となります。

1つ目が行財政運営であります。令和7年度に策定する第7次総合振興計画後期基本計画では、これまでの既成概念に捉われず、新たな視点で、将来にわたる取り組みを整理してまいります。また、公共施設のあり方についても、公共施設等総合管理計画の中で、社会インフラを将来にわたって維持できるよう、人口規模に合った適正な施設数や規模となるよう見直しを図

ってまいります。加えて、旧パレットスクエア跡地の利活用を含めた市街地のまちづくりについてであります。現在、統合する新しい小学校の建設が進む中で、旧パレットスクエアの跡地や令和9年度に廃校となる現尾花沢小学校のあり方、また、旧市民会館周辺の役割を終えた公共施設の見直しなど、先述のとおり適正な公共施設の管理を含めた市街地におけるまちづくりが急務となっております。今後、市民の皆様からご意見をいただくために、まちづくりの検討会を立ち上げて、市の玄関口とした公共交通の待合所機能はもとより、子どもや高齢者が集える空間や宿泊機能も備えた各種商業施設等の話し合いを進めてまいります。

2つ目が自治体デジタルトランスフォーメーションであります。急速に発展しているデジタル技術を最大限活用しながら、時代の変化に伴って多様化している行政需要に対応しつつ、よりきめ細やかで利便性に優れた行政サービスを提供していくことが重要であると考えております。これまで取り組んできた移動市役所やスマート申請システムをはじめとする、デジタルツールについて、市民の皆様の利便性向上につながるようデジタルの進化に合わせ、さらに有益な事業への転換も含め検討するとともに、行政サービスや事務改善の向上に取り組んでまいります。

3つ目が、特定地域づくり事業協同組合の設立であります。人口減少による働き手不足解消に向けた取り組みとして、さらには移住・定住支援の取り組みとして、主に農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保し、持続可能な地域づくりを目指してまいります。

以上が、令和7年度に盛り込んだ施策の概要であります。これらの施策を限られた財源と人員で、着実に実行していくためには、健全な財政運営と時代に合った施策の展開が求められます。そのため、これまで以上に行財政改革を推進して、新たな行政需要にも対応できるよう努めてまいります。私が目指す3つのまちづくりは、「みんなが安心して楽しく暮らせるまちづくり」、「若者が住み続けられる未来に向けてのまちづくり」、「誰もが魅力を感じるまちづくり」であります。これらを着実に進めることが、第7次尾花沢市総合振興計画で掲げる将来像の実現につながるものと考えておりますので、各種事業を推進するため、議員各位並びに市民の皆様と力を合わせ、精一杯取り組んでまいります。

結びに、先に申し上げた施策を着実に実行し、先人たちが築き上げた財産をしっかりと守りながら、それらを磨き上げた上で、次の世代へ引き継ぐことができる

よう、そして、本市の豊かな未来を創ることができるよう、誠心誠意努めてまいりますので、皆様の格別なご理解とご協力をお願い申し上げます、施政方針といたします。

続きまして、本定例会に提案いたしました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第2号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第12号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億616万7,000円を追加し、予算の総額を172億2,265万円とするものです。

歳出の主なものは、各事業の確定及び決算見込みによる予算の調整のほか、低所得世帯物価高騰対策給付金事業、低所得世帯物価高騰対策給付金事業子ども加算、高齢者施設等物価高騰対策支援金事業、障害福祉サービス費、保育施設原油価格・物価高騰対策事業、飼料価格高騰対策支援事業、地元購買活性化事業補助金、除排雪委託料、体育施設整備修繕事業などを追加するものです。

歳入については、市税、地方交付税、障害者自立支援費負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、社会資本整備総合交付金道路、地域経済活性化・物価高騰対策事業費補助金、小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金などを追加するほか、市債の追加及び変更並びに事業の決算見込みによる調整により予算を調製するものであります。

第2表、繰越明許費については、庁舎管理修繕事業のほか、17事業について、年度内の完了が困難であること、また、年度内に予算化し、継続して事業を実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

第3表、債務負担行為補正については、放課後児童クラブ運営業務委託のほか、2件について、円滑な事業発注のため、追加をお願いするものであります。

第4表、地方債補正については、農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金補正予算債のほか、3件について、追加をお願いするものであり、火葬場施設整備事業負担金から都市公園災害復旧事業までの25件については、決算見込み等に合わせ限度額の変更をお願いするものであります。また、公用車購入事業及び臨時財政対策債については、廃止をお願いするものであります。

第3号「令和6年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億409万2,000円を追加し、予算の総額を22億5,608万7,000円とし、

中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,199万3,000円を減額し、予算の総額を3億9,002万円とするものです。

事業勘定の歳出については、国民健康保険基金積立金などを追加し、歳入については、国民健康保険税、繰越金などにより予算を調製するものです。

中央診療所施設勘定の歳出については、医薬材料費などを減額し、歳入については、診療収入を減額し、一般会計繰入金などにより予算を調製するものです。

議第4号「令和6年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,630万4,000円を追加し、予算の総額を20億8,920万1,000円とするものです。

歳出については、介護保険給付基金積立金、介護予防・生活支援サービス事業費負担金を追加し、歳入については、介護保険料、繰越金などを追加し、予算を調製するものです。

議第5号「令和6年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ148万7,000円を減額し、予算の総額を2億7,451万4,000円とするものです。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定繰入金分を減額し、歳入については、保険基盤安定繰入金を減額するなどして予算を調製するものです。

議第6号「令和6年度尾花沢市簡易水道事業会計補正予算（第4号）」についてですが、既決の資本的収入及び支出の予定額の総額から、それぞれ980万円を減額し、予定額の総額を1億5,664万2,000円とするものです。

支出については、施設整備費を減額し、収入については、企業債を減額し、他会計補助金により予算を調製するものです。

次に、令和7年度予算案について各会計別に申し上げます。

議第7号「令和7年度尾花沢市一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を165億7,500万円とするものであります。

次に、性質別に申し上げます。歳入につきましては、国の地方財政計画や国の予算の動向等を参考に見積もったところであり、

まず、1款市税につきましては、県内の経済動向などを参考として見込み、5.5%の増としたところ、

2款地方譲与税から10款環境性能割交付金までは、

国の地方財政計画や県の予算動向、令和6年度の決算見込み等を参考として計上し、11款地方交付税につきましては、4.7%の増と見込んだところであります。

15款国庫支出金につきましては、統合小学校建設事業への着手などに伴い、53.1%の増としたところであります。18款寄附金につきましては、ふるさと尾花沢応援寄附金について、令和6年度の決算見込み等を参考として、15.6%の増と見込んだところであります。

19款繰入金につきましては、公債費の増加分に対応するため、減債基金から2億円を繰り入れし、統合小学校建設事業への着手に伴い、ふるさと尾花沢応援基金及び公共施設整備等基金から必要額を繰り入れたところであり、繰入金全体としては、15.7%の増としたところであります。

22款市債につきましては、過疎対策事業債など、交付税措置のある地方債を積極的に活用したところであります。市債全体としては、統合小学校建設事業などへの事業着手に伴い、44.3%の増としたところであります。

次に、歳出について申し上げます。人件費につきましては、県人事委員会勧告に準ずる給料表の改定に伴い、5.5%の増となるものであります。扶助費につきましては、児童手当の制度改正などに伴い、4.6%の増となるものであります。

物件費につきましては、国のGIGAスクール構想に伴うタブレット端末の更新や、基幹業務システム標準化への移行に伴う経費などにより、6.7%の増となるものであります。

補助費等その他については、ふるさと納税に係る返礼品関連経費、一部事務組合北村山公立病院への負担金が増などにより、6.5%の増となるものであります。

積立金については、ふるさと尾花沢応援基金積立金の増により、14.7%の増となるものであります。

投資的経費については、実施計画に基づき予算配分したところであり、統合小学校建設事業などへの着手等に伴い、74.1%の増となるものであります。

次に、第2表、債務負担行為ですが、生活排水設備等改造資金利子補給金のほか5件について債務負担の設定をお願いするものであります。

第3表、地方債ですが、投資的経費のほか、過疎対策に係るソフト事業及び災害復旧事業にあてるため、総額24億8,940万円の地方債について、限度額の設定をお願いするものであります。

次に、議第8号「令和7年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

事業勘定についてですが、予算の総額を18億7,253万4,000円とするものであり、前年度と比較して10.2%の減となったところであります。

中央診療所施設勘定については、予算の総額を4億77万4,000円とするものであり、前年度と比較して3.2%の増となったところであります。また、第2表、地方債については、医師確保事業のほか、1件について限度額の設定をお願いするものであります。

議第9号「令和7年度尾花沢市介護保険特別会計予算」についてであります。予算の総額を19億4,133万5,000円とするものであり、前年度と比較して2.0%の減となったところであります。

議第10号「令和7年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」についてであります。予算の総額を2億6,707万4,000円とするものであり、前年度と比較して9.2%の増となったところであります。

議第11号「令和7年度尾花沢市簡易水道事業会計予算」についてであります。簡易水道業務の予定量については、近年の水需要と給水人口の動向等を踏まえ計上しております。第3条の収益的収支についてであります。事業収益、事業費用ともに2億3,240万3,000円を計上しております。

第4条の資本的収支につきましては、資本的収入、資本的支出ともに1億6,588万1,000円を計上しております。第5条の企業債等についてであります。簡易水道事業のほか1件について限度額の設定をお願いするものであります。

議第12号「令和7年度尾花沢市農業集落排水事業会計予算」についてであります。農業集落排水業務の予定量については、近年の汚水量と人口の動向等を踏まえ計上しております。第3条の収益的収支についてですが、事業収益、事業費用ともに7,047万8,000円を計上しております。第4条の資本的収支につきましては、資本的収入、資本的支出ともに5,395万円を計上しております。

第5条の企業債等ですが、農業集落排水事業のほか1件について限度額の設定をお願いするものであります。

以上が、令和7年度予算関係議案の概要となります。次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第13号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について」ですが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の整備を図るため提案するものであります。

議第14号「尾花沢市行政手続における特定の個人を

識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。特定個人情報の利用にあたり、条例の整備を図るため提案するものであります。

議第15号「尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給与表等を改定するため提案するものであります。

議第16号「尾花沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、人事院規則に準じ、職員の休暇等を改定するため提案するものであります。

議第17号「尾花沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、当該条文の参照箇所を改定するため提案するものであります。

議第18号「尾花沢市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。令和9年4月1日開校予定の小学校の校名を規定するため提案するものです。

議第19号「尾花沢市共同福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、国の定める公用等用途の指定期間満了に伴い、他の施設との整合性を図るため提案するものです。

議第20号「損害賠償の額を定めることについて」ですが、尾花沢市大字尾花沢字横長根山地内の市道において発生した物損事故の損害賠償の額を定めるため提案するものです。

議第21号及び議第22号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」ですが、尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、委員の選任について同意を求めるため提案するものです。

以上が、今定例会に提案いたしました議案の概要であります。審議の過程におきまして、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

◎議長(菅野修一議員)

続いて議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第25、議第2号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算(第12号)」から、日程第30、議第20号「損害賠償の額を定めることについて」までの6案件の審議については、会議規

則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、6案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第25、議第2号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算(第12号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。伊藤議員。

◎2番(伊藤浩議員)

私から1項目についてお伺いしたいと思います。補正予算書の35ページから36ページになります。6款1項3目の18節、新規就農者育成総合対策事業費1,800万円及び新規就農者支援事業費補助金450万円が減額補正されております。これに至った背景についてお伺いをしたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

お答えいたします。新規就農者育成総合対策事業費補助金1,800万円、そして新規就農者支援事業費補助金450万円の減につきましては、当初、国のほうに資材購入の申請をしたところでございますけれども、国の採択に至らなかったということがございましたので、このたび、減額補正をさせていただいたところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

伊藤議員。

◎2番(伊藤浩議員)

当初希望した案件が、いわゆる国の補助対象にはなかったという解釈でよろしいでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

お答えいたします。補助の対象にはなりませんけれども、国の予算の範囲内での採択ということがございましたので、このたびの申請については、国の採択を受けることができなかったということで、減額させていただいたところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

そのほか、ございませんか。鈴木由美子議員。

◎3番(鈴木由美子議員)

私からは、あの商工関係のほうを質問、3点質問させていただきたいと思っております。まず、あの補正予算書

の37、38ページなんですけれども、7款1項2目18節、プレミアム商品券の発行事業補助金1,840万円と、あと7款1項3目の14節の工事請負費と、7款1項4目の18節の企業セミナー実行委員会についてです。

最初にこのプレミアム商品券の発行事業補助金なんですけれども、こちらは物価高騰対策を目的で、県の補助金と国の交付金が原資となっておりますけれども、来年度に繰越明許して、4月に実施準備をするという理由についてお尋ねしたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

お答えいたします。まず、あの7款1項2目の商工業振興費のプレミアム商品券の発行事業の補助金であります。1,840万円というふうなことで、こちらのほうは第33弾の元気おばね商品券の販売というふうなことで1,840万円計上しております。こちらの部分につきましては、4月に発行予定しておりますので、その部分について、継続的に事業を進める上で、繰り越しをしながら、今回の3月補正での対応というようなことでの予算の計上になっております。

続きまして、企業対策費、失礼しました、観光費の工事請負費359万5,000円の減額の部分であります。こちらの部分につきましては、徳良湖周辺施設整備修繕事業の工事請負費の実施完了見込みに伴いましての減額になっております。

また、企業対策費の18節であります。企業セミナー実行委員会負担金というようなことで、50万円の減額であります。こちらの部分につきましては、今回347セミナーのほうを、企業の実行委員会の中で実施しない、別な目的で使っていくというようなことで、その事業完了見込みに伴いましての減額となっております。私のほうから以上です。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木由美子議員。

◎3番(鈴木由美子議員)

このプレミアム商品券の発行事業は毎年やっていることではあるんですけれども、今回のこの国の、国と県の補助金では物価高騰対策ということになっていまして、全市民が対象になっているのではないかと思います。原料とか燃料費の高騰というのは、皆さん全員に影響が出ているわけですので、これはあの前からも何回か申し上げているんですけれども、全世帯に、おばねくらし応援券というのも2回ほど実施していただいておりますけれども、そちらがまずは先ではないかなと思

っております。全世帯救済する必要があるのではないかと思います。

それと、あの2番目の工事請負費のマイナス350万円、360万円ぐらい残りましたというんですか、ですけど、徳良湖周辺の修繕費が実施完了したということですけども、私ちょっと見ていますと、グラウンドゴルフ場の池の周りの擬木とかまだ取ってありますかね。ああいったあのこう既存の施設が、なかなか手入れがならないまま、新しいものをどんどんやっても、徳良湖はいつまで経ったって綺麗にならないんじゃないかなと思いますので、こういったもし残っているものあれば、少しでもそういったあの今までの施設で古くなって、ちょっと見た感じも悪くなっているところは、どんどん直していただきたいなと思います。

あと、企業セミナー実行委員会の負担金ですけども、これも昨年から私、一般質問でもなくなりましたというのを聞きしているんですけども、今、施政方針、市長の施政方針にもありましたとおり、これから道路の改良とかでも、347はますます安全で通れるようになるし、そしてまたバイパスの計画も要望していくということでありましたので、やはり宮城県との交流は市が主体となって、この負担金という形じゃなくて、市が負担、あの市が主導となって企業さんを結び付けるような方向にいてもらいたいなと思っていますが、お考えをお聞きしたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

お答え申し上げます。前後逆になるかもしれませんが、その宮城県との交流につきましては、一方的に我々が中止というか、今回実施しなかったということではなくてですね、これは商工団体の皆さん方とのいわゆる調整の中で、今回は一度、今までやってたことを実施せず、別のものに変えようというようなことで、総意の中で実施したものであって、一方的に何か我々が中止したものではありません。それ以外で交流している事業もたくさん宮城県側と、もちろん加美町、大崎市、それぞれの交流は、ほかの事業でもしっかりやっておりますので、決してこの事業だけが全てというものではありません。あと、徳良湖については、我々は組織で事業を進めているわけでありまして、個人の経費で何か物買いをしているものではありません。したがって、計画的に事業を進めている中で、当初予定したものが余れば、それはお返しするというのが、

これは基本的な会計制度の執行のやり方でありまして、したがって、こっちは残ったから何か別のものになんていうことではなくてですね、しっかりした計画の中で我々は実施しているということをご理解いただければというふうに思います。

◎議長(菅野修一議員)

ほかに、ございませんか。土屋範晃議員。

◎4番(土屋範晃議員)

私のほうから41ページ、42ページの10款2項3目、学校建設費について伺います。減額分が1億2,716万5,000円ということで、その財源として地方債が1億3,300万円減額されております。それに伴いまして、財源が一般財源583万5,000円分置き換わっているんですけれども、こちらの理由について伺いたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

財政課長。

◎財政課長(菅野智也君)

お答えいたします。こちらにつきましては、全て統合小学校建設事業に係るものについては、過疎対策事業債の公共施設マネジメント特別分というようなことで、県のほうとも調整を図らせていただいておりますけれども、その中で全部、適債事業の分については、過疎債を充当している。その結果として、今、土屋議員がご指摘のあったような一般財源が出てきたというようなことでございます。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

続きまして、10款3項3目の学校給食費の備品購入費について伺います。こちら524万6,000円の減額となっているんですけれども、こちらの理由について伺いたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

こちらのほうは、共同調理場のシステム洗浄機を購入させていただいたところでありまして、予定する価格よりも安く購入できたということで、実績の差額でございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

予定どおり買おうと思っているものが、2割ぐらい当初予算に対して安く買うことができたということで、

了解いたしました。私から以上です。

◎議長(菅野修一議員)

ほかに、ありませんか。鈴木清議員。

◎5番(鈴木清議員)

私のほうからは、民生費について2点と、教育費について1点ですけれども、お伺いしたいんですけれども、順々にお伺いしたいと思います。

32ページの民生費についてですけれども、3款2項2目13節の家庭支援ニーズ実態調査業務委託料が320万8,000円減額しておるんですけれども、この減額した理由をご説明をお願いします。

◎議長(菅野修一議員)

福祉課長。

◎福祉課長(本間孝一君)

こちらの家庭支援ニーズ実態調査業務委託でございますが、今年度、こども計画のほうを作成しておりますが、その中で家庭の中でのアンケート調査、アンケート内容も含めた形で、アンケート調査をしたものでございます。でありますので、こちらのほうは減額という形にさせていただいたところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

調査はしたけれども、減額になったということでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

福祉課長。

◎福祉課長(本間孝一君)

こども計画のアンケート調査、そちらのほうで実施したということで、こちらのほうは特に実施しなかったということでございます。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

了解しました。続いて33、34ページの民生費の中の生活保護費ですけれども、568万9,000円の増額になっておりますが、生活保護費が全国的に2.5%ぐらい増えているというのはお聞きしているんですけれども、本市の状況はどうかかなということで、お伺いしたいと思います。増額になっているということは、困っている人が増えているという理解でよろしいかどうかお尋ねします。

◎議長(菅野修一議員)

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

当初予定していたものより増額ということで、若干増えているのかなと感じたところです。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

3問までです。オーバーしておりますので、はい。ほかに、ございませんか。青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

私のほうから第4表の地方債の補正で、今回、公用車の購入事業430万円が廃止をされるということになりました。この公用車の今後の管理、あるいはその使用の仕方について、どのように変わるのか教えていただきたいと思います。あと、歳出の25、26ページ、2款1項1目13節、県職員と市町村職員の相互交流に関する宿舍の賃借料が、64万7,000円が減額をされておりますけれども、この内容についてお知らせをいただきたいと思います。

あともう1点、27、28ページの2款2項11目18節、ふるさと暮らし応援事業補助金が1,471万円の減、移住者支援事業補助金が160万円の減というふうになっておりますけれども、非常にこの良い制度でございまして、なかなかこれが使いきれなかったという、この理由についてもお尋ねをいたしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

財政課長。

◎財政課長（菅野智也君）

それではお答えいたします。第4表の地方債補正のほうの公用車購入事業の廃止430万円についてでございますが、こちらにつきましては、当初、脱炭素化推進事業債という地方債のほうを活用して、公用車のほうを購入しようというふうに計画しておりました。通常の公用車ですと、地方債というのは発行できないわけなんですけれども、脱炭素化につながるものというふうなことで、現在PHEVの車両のほうを購入既しておりますけれども、その財源として考えておりました。ただ、この脱炭素化推進事業債を活用するにあたりましては、地球温暖化対策の推進に関する法律というものがおりますけれども、その法律で定めます、規定しております地方公共団体実行計画の事務事業編というものを策定して、その中でこの車両購入であったり、さまざま脱炭素化につながる事業を規定しなければならぬというのがございました。残念ながらこの要件を叶えることができなかったというのがまず1点。もう1つはですね、今回、地方債廃止にした理由としましては、今後大規模事業に着手するわけですので、地方債の発行額がどんどん増えていくというよう

なことで、有利な地方債を活用するというのが大前提になりますけれども、一方で地方債の発行額も抑制していくというような視点も重要でございますので、今回、公用車購入事業と臨時財政対策債も合わせて廃止するというような結論に至ったところでございます。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

総務課長。

◎総務課長（永沢八重子君）

それでは2款1項1目13節の県職員と市町村職員の相互交流に係る宿舍の賃貸借料についてでございますが、こちらのほうは、昨年度まで県の職員が尾花沢に来てまして、市の職員が県のほうに派遣という形で相互交流を行っていた際に、市町村職員の山形市に宿泊する際のアパート代として補助するものとして賃借料を取っていたところなんですけど、今年度はその相互交流が行われませんでしたので、その分を減額させていただいたものです。

◎議長（菅野修一議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（坂木良一君）

それではあの2款1項11目の18節、ふるさと暮らし応援事業助成金の減額であります。これについては、決算見込みに合わせた減額でありますけれども、主には雪雪住宅助成事業について、当初予定しておりました予算見込みの920万円に対して、1件のみの60万円の申請になると、実績としてなると。また、あの宅地取得助成事業についても、当初1,000万円の予算のほうを計上しておりましたが、それについても530万円ほどの支出にとどまるというふうなことで、大きくはその部分で今回減額というふうなことになりました。

また、移住者支援事業につきましては、これについては、国のほうで実施する、実施しております事業でありまして、国が4分の2、県が4分の1、市が4分の1をこう負担して支援する事業になっております。これについて、東京都内の23区に在住または勤務していた方が対象というふうなことで、今回それに、要件に当てはまって申請される方がいなかったということで、その分を今回減額しております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

公用車の購入事業については了解いたしました。

県職員との交流事業について、できなかったということでもありますけれども、ぜひですね、やっぱり、お

互いの情報交換も含めながら、今後実施をしていただければなど、要望を申し上げたいと思います。

ふるさと応援事業補助金についての説明がございました。最近の傾向としてですね、あの新築というよりも、やっぱり空き家活用が非常にこう、実績を見てみますと、増えてきているというふうな状況が出てきております。なかなか経済的なものも含めて、新築をするというよりも、そういう傾向にあるのかなど。先ほど市長の施政方針にもありましたけれども、そういった柔軟なですね、今後の尾花沢市に対して移住を促進、定住を促進をしていくという点から考えますと、やはりこれまでの事業のあり方についても、空き家対策にも非常にシフトをしていくという必要性が出てきているのかなと思います。いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(坂木良一君)

移住支援の支援策というふうなことで、今ふるさと暮らし応援事業のほうで、いろいろと取り組みを行っておりますけれども、議員仰せのとおり、新築住宅については、物価高騰もあって、申請件数としては減ってきているような状況でございます。半面、空き家関係については、いろいろとあの空き家バンクの問い合わせも増えてきていると。合わせて、バンクでの成約件数も増えてきているというふうなことで、空き家対策といった部分も含め、こういった点、空き家対策の支援については、今後いろいろと充実させていく必要があるのかなというふうなことで感じているところで。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

◎議長(菅野修一議員)

再開いたします。

この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長。

◎市長(結城裕君)

先ほど私が申し上げました施政方針の中で、一部誤りがございましたので、おわびして訂正をお願いしたいというふうに思います。

皆様方にお配りさせていただいている資料の13ページになるようですが、ふるさと納税につきまし

て、令和6年2月1日現在というふうに申し上げましたが、これは誤りでございまして、正しくは令和7年2月1日現在でありました。誠に申し訳ございませんでした。訂正につきまして、議長の許可をいただきますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

◎議長(菅野修一議員)

ただ今、市長から令和7年度施政方針の文言の訂正の申し出がありました。

お諮りいたします。市長からの申し出のとおり、令和7年度施政方針の文言の訂正を許可することに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、市長から申し出のとおり、令和7年度施政方針の文言の訂正をすることに決しました。

それでは午前中に引き続き、「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算(第12号)」についての質疑を始めます。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第2号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第26、議第3号「令和6年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)」を議題いたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

国保特別会計の補正予算第5号が出ていますけれども、令和7年3月定例会予算議案説明資料でちょっと説明、質問したいと思います。事業勘定2-1-1の一般被保険者療養給付費ですけれども、1億円減額ということになってございます。この理由として、さまざま考えられるわけですけれども、これについてまず、お伺いしたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(小埜和広君)

お答えいたします。国民健康保険特別会計2款1項1目、一般保険療養給付費減額1億円でございますが、主な原因としましては、国民健康保険被保険者数の減によるものでございます。令和5年度におきましては、被保険者数3,410人でしたが、令和6年度見込みでは3,244人となりまして、減少幅95.1%となっております。これに伴って、療養給付費のみならず、高額療養費やその他諸費についても減額となっているものでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

単純に世帯減であるということと理解したところなんですけれども、1人当たりの医療費が下がったのかなということ、ちょっと思ったところなんですけれども、1人当たりの医療費が県内でどれくらいの順位であるかというのを、あとでちょっと教えていただきたいんですけれども、次に6-1-1の基金積立金ですけれども、2億3,000万円ほど基金積立でございます。今現在、1億5,000万円ほどの基金の会計がございすけれども、それを上回る2億3,000万円という基金が、ほぼ全額決算の歳入から歳出した、全て基金に積み立てる予定でございます。これにつきましては、やはりあの基金の総額が合わせて3億5,000万円になるかと思うんですけれども、基金の額として県内でどのくらいの位置にあるか。あと、この基金の額ですけれども、どの程度が適当であるかというふうに心得ているか、思っているかお願いしたいんですけれども。

◎議長(菅野修一議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(小埜和広君)

国民健康保険基金積立金2億3,206万円についてお答えをいたします。この基金につきましては、収支差額について、基金にこのたび積み立てるものでございますが、実はこれまで平成30年から国民健康保険につきましては、県の共同運営化ということで、財政の責任は県のほうに一括化されているところでございます。一方、本市におきましては、皆様からいただいた国民健康保険税をほぼそのまま県に上納金、事業費納付金と申しますけれども、それを上げているところでございます。年度当初につきましては、それを見越して予算化を先行しているんですけれども、結果、収支に差が出てくるところでございます。例年ですと、当初予算に、例えば今年度で言いますと、繰越予算、すみません、令和5年度で例に申し上げますけれども、

繰越金につきましては、3,700万円ほどを予算措置し、決算では2億円ほど、2億円以上の繰越金が発生しています。当初には計上しておらず、最終的に決算で計上していますので、その間、2億円ほどのお金がありながら、どこにも計上できないというような現象が起こっていたところでありました。財政課と協議をしまして、これについては基金にきちんと積み立てた上で、今後の活用を検討していくべきとしたところでありまして、今年度については2億円ほどの基金積み立てとなったこととございます。こちらにつきましては、単年度で2億円が生じたわけではなくて、そういった事象が毎年数千万円ずつ生じていたもの、積み重ねをこのたび整理させていただいたものとなっております。以上です。

あと、すみません、被保険者一人当たりの基金保有額につきましては、現在、令和5年度では、尾花沢市は一人当たり4万4,979円となっております、35団体中26番目になります。このたび2億3,000万円ほど積みますけれども、被保険者数、令和7年度として、およそ3,000人となっておりますので、これを単純に割りますと、一人当たり7万7,000円ほどになります。これを足し上げると12万円ほどになるんですけれども、積んだ後でも県内35団体中十數位程度ということで、県内中の上というような状況になるところであります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

単純にほら、2億3,000万円ほど基金に積み立てられるということで、ちょっと考えたのが国保税が少し高いのかなということで、このような基金に積み立てる額は出たのかなということで、ちょっと考えたところもあるんですが、国保税の検討委員会、いつなるかわかりませんが、ぜひ国保税もしっかり見据えながら基金運営をしていただきたいと思うんですけれども、ぜひ国保税について、重税感のないようによろしくお願ひしたいんですけれども、課長はいかがでしょう。

◎議長(菅野修一議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(小埜和広君)

国保税につきましては、県が示した標準税率を参考とし、本市で設定をさせていただいております。よく言われますのが、最終調定額ベースで、県内でも最上位クラスの国保税になっているのではないかとこの

とで、言われているところでございます。そのような状況の中、こういった基金積み立てということで、真摯に検討していかなければならないと思っております。

一方このたび、国のほうで、子ども子育て支援金制度ということで、各医療保険者ごとに、子ども子育て支援制度のほうにお金を納めなくてはならなくて、それについては国民健康保険税にも上乗せをして徴収することになります。これが令和8年度からスタートするということになっておりますので、令和7年度中には、これの検討が必須となっているところがございます。このたびの基金の状況、また重税感のないよう、税率の検討を今後進めさせていただきたいと思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

ほかに、ございませんか。青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

それでは私のほうから、ページの64、65ページの中央診療所の施設勘定についてお伺いをさせていただきます。1款1項、入院収入が760万円の減と、1款2項、外来収入が2,130万円の減という見通しで、今回補正を計上しております。一般会計の繰入金ですけれども、1,664万8,000円を加えまして、1億7,041万5,000円ということで、一般繰入金も相当増えてきたという状況がありますが、この原因についてお伺いしたいということと、今後のですね、新しいその中央診療所の見直し案も出ているわけですから、そういうふうな意味で、改善策についてお聞きしたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

中央診療所事務長。

◎中央診療所事務長(小埜和広君)

お答えをいたします。このたび、診療報酬について減とさせていただいて、また一般会計からの繰り入れについて等々、お願いをしたところでございます。外来、入院等の今年度のこれまでの状況としましては、外来についてはおおむね9割強、前年度比で9割強、入院につきましては7割から8割程度で推移しているところでありまして、昨年6月からの診療報酬改定も相まって、診療報酬が減となっているところがございます。人口が減少しておりますので、患者数も純減するのは致し方ないことだと思っておりますけれども、一般会計の繰り入れが増えるということも、かもしもではないと認識しているところがございます。今後、診療収入の増、また何度も申し上げますけれども、市民に愛される診療所づくりに邁進していきたいと思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

前年度単位で入院が7割減と、外来が9割減と、確かに人口減少という課題もあろうかと思えますけれども、非常にこの財政のほうも圧迫をしていくような傾向が見られるかなど。来年度の予算は、一般会計繰入金金が1億4,700万円程度でありますので、非常にもう乖離しているような状況がございます。やっぱりそういうふうな意味からですね、1つの提案と言いますか、小児科の診療が去年の7月3日から開始をされまして、2月の12日までの診療日数が31日間、患者数は46人で、1日平均の患者数1.48人ということでございました。やっぱり市民の皆さん方からの反応をですね、なかなか定期の通院というよりも、突発的な発熱とか、そういう場面が多くて、小児科来ていただいた先生のその勤務日数も少し増やしていただくことによって、その患者さん、いわゆる小児科の外来の方も含めると、もっともっとう利用率と言いますか、外来の患者さんも増えるんじゃないかという声もよく聞かれます。そういうふうな意味で、今、半日だけの勤務ということなんですけれども、さらにですね、勤務日数を増やすことによって、いわば診療所の外来者についても、さらにこの増加をしていくということにつながるんじゃないかというふうに私思うところあるんですが、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

中央診療所事務長。

◎中央診療所事務長(小埜和広君)

小児科診療につきましては、昨年4月3日から毎週水曜日実施をしております。実績につきましては、ただ今議員が仰ったとおりでございます。週1回の半日ということで、尾花沢市保育施設保護者連絡協議会のほうからも、もっと増やしてほしいということとで要望を頂戴しており、我々としても努力していきたいと考えているところでございます。

現在の課題としましては、そもそも中央診療所は所長おひとり、常勤1名で回しているんですけれども、県からの派遣をいただきながら、毎週水曜日と金曜日は派遣をいただいています。医師が2人になりますと、それをサポートする看護師等の人材も、さらに増やさなくてはならないというのが今、課題となっているところでございます。この間も総務課と協議をしながら、人材募集を図っているところでありますけれども、今後とも計画的に人員確保を図っていきたいと思ってい

るところです。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

今課長からありました、やっぱり人的な整備が必要だということですので、そういった体制の強化を、さらに充実をさせていただきながら、診療の体制についても拡充をしていくような方向で、ぜひ市民の医療の期待に応えられるような診療所のあり方についても、さらに進めていただきたいということを要望申し上げたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

ほかに、ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第3号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第27、議第4号「令和6年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第4号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第28、議第5号「令和6年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第5号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第29、議第6号「令和6年度尾花沢市簡易水道事業会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第6号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第30、議第20号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。鈴木由美子議員。

◎3番(鈴木由美子議員)

このたびは学校行事の中での車の事故ということで、児童とか保護者が巻き込まれなくて大変幸いであったなと思っているところです。ただ、このような事例が初めて発生しまして、今までは保護者とか企業さんからの善意で学校行事が成り立っていたところがあったと思うんですが、このような案件が出たということで、今後どのようにされていく予定か教えていただければと思います。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

お答えします。市長から次のような指示がありました。今後、学校行事等において、学校及び行政で対応しなければならないものについては、慣例に基づいて行うのではなくて、きちんと責任を明確にした形をお願いするというふうなこと。もう1点が、逆にですね、

PTA主催の行事につきましては、PTAが責任を持って対応し、学校や行政に処理を任せることのないように、双方で確認をすることというふうなことで指示を受けております。その指示を受けまして、校長会のほうで、全市内の全校長先生方をお願いをしたところでございます。今の指示に加え、これまで行ってまいりました学校行事について、十分内容を精査し、PTAへ依頼する場合は、どうしても必要な場合、そして負担軽減などを考えながら依頼すると。保険適用の確認や場合によっては業者に委託するなどして、責任の所在を明確にした形で行えるようにするというふうなことでお願いをしたところでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木由美子議員。

◎3番（鈴木由美子議員）

分かりました。あの今回は、いろんな人身的な事故はなくて良かったんですけども、そのたまたまぶつけられて、相手方になってしまった方が、もしかして車を使えなくなっている可能性がありますので、迅速な対応をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第20号は、原案のとおり決しました。

次に、請願の上程及び付託であります。

日程第31、令和7年請願第1号「国による学校給食の無償化を求める意見書提出について」を上程いたします。

ただ今、上程いたしました請願一案件につきましては、タブレットに掲載しております請願陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散会 午後1時24分